

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋谷真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史  
係長 清水信吾  
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 増田一幸委員、6番 漆原利征委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は今西推進委員、齋藤推進委員より
	出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号380号では、譲渡人が高齢で耕作することが厳しいため、
	譲受人へ売買を行うものです。
	申請農地は、譲受人の自宅の隣にあります。
	申請の事由は、隣地に居住していることから効率的に規模拡大を図る
	ものであり、本案件については問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していない	
ことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号380号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	381号では、農家住宅の拡張と道路後退用地設けるものです。
	本案件は、8月に第5条申請を行ったものと同一地ですが、一度取下げを行い、改めて申請を行うものです。
	今般自宅敷地内の物置の建て替えを検討し調査したところ、一部が農地であることが判明しました。さらに調査すると、昭和45年の都市計画の線引き以前から宅地として利用していることが分かったため追認として申請を行うものです。
	農地の区分については生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	なお、この追認ですが、昭和45年8月25日を境に都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
9番	受付番号381号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地で農業をして生活を営んでいます。今まで使用していた農業用物置が老朽化していたので取り壊し、新たな物置の建築を計画していました。その調査の中で宅地利用していた一部が農地と知り申請するものです。知らずとはいえ大変申し訳ありません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。

	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	382号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、結婚を機に専用住宅の建築を考えたところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から300mの範囲内に位置する農地で、「第3種農地」と判断しました。第3種農地は原則許可となりますが、審議そのものは必要ですので、判断をよろしく願いいたします。
	383号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在都内に居住していますが、離婚が確定しており、以前居住していた羽生市の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、秩父鉄道新郷駅から1kmの範囲内に位置する農地で「第2種農地」と判断しました。
	384号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、子どもが生まれ手狭になったため、住宅建築を計画したところ、妻の実家に隣接する祖父が所有する農地の紹介を受け、申請するものです。
	農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われれます。
	385号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、子どもが生まれ住宅建築を計画しました。妻の親戚の住む上岩瀬・中岩瀬地区で土地手狭になったため、住宅建築を計画しました。将来の実家のことを

	<p>考え羽生市の土地を探したところ、妻の実家が所有する宅地と農地を使用することができるようになったため、そのうちの農地の申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、秩父鉄道新郷駅から1 kmの範囲内に位置する農地で「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
5番	<p>受付番号382号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートに住んでおりますが、結婚を機に専用住宅の建設を考えました。現在の住居近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き、申請を行うものです。駅も近く将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号383号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、都内で夫の所有する住宅に同居しておりますが、離婚調停が終わり次第離婚することになります。新しい住まいを話し合いをする中で、以前、居住していた羽生市で検討し、市街化区域、非農地で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。</p> <p>ショッピングモールも近く、子育てや将来介護が必要になった際も利便性がよく、最善の場所と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号384号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の借家で生活しておりますが、子どもが生まれ、現在の住居が手狭になるため、新居を建てようと考えておりました。羽生市、鴻巣市で市街化区域を含め探しておりましたが、条件面で見つからず、</p>

	<p>妻の両親との会話の中で、妻の実家の隣接地に祖父の所有する土地で建築したらどうかとの話があり、申請するものです。</p> <p>子育てでも両親の協力を得ることができ、また、将来、両親の面倒も見ることができると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号356号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外のアパートで生活しておりますが、子どもが生まれ、手狭になったのをきっかけに専用住宅の建築を考えました。将来の実家のことを考え、羽生市内の市街区域を含めて探しましたが、見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。</p> <p>実家に近く、駅やショッピングモールも近くにあることから生活していくには最適であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>それではただいまの説明のうち、議案第3号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷3件、クリニック敷1件、薬局敷1件、駐車場敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条の規定による許可申請の取下についてでございますが、これは農地転用許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものです。1件ございました。</p>

	報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消についてで ございますが、これは市街化区域内の農地転用の届出を行ったものの、 諸事情から取消を行ったものです。1件ございました。
	報告事項4 農地改良に係る届出書の確認についてですが、面積 1,000㎡等の諸条件を満たした農地改良については、許可申請 でなく届出の処理になるものです。1件ございました。
	報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に 係る合意の解約となります。10件ございました。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますが これは県許可のありました9月分でございます。 4条が1件、5条が7件ございました。
	報告事項7 生産緑地の斡旋についてでございますが、市街化区域内に指定 されている生産緑地の買取の斡旋希望があった場合、農業委員会が ホームページ等を通じて周知を行うものです。 ご覧の通り1件周知を行ったところ、希望者はありませんでしたので 報告するものです。 続きまして、諸連絡です。 お手元にある「地域計画協議の場」②をご覧ください。 夏頃に公民館で行われた地域計画の説明会、これの第2回が開催 されます。前回と同様、農業委員さん、推進委員さんの皆様にも 出席いただきますよう、ご協力をお願いいたします。 今月の相談会の担当委員は漆原利征委員、根岸一文推進委員 関根富夫推進委員となります。日程は10月31日木曜日の 午後1時30分となっております。 来月11月の定例農業委員会の日程でございますが、11月25日 月曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302 会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和 6年 10月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	